

高島市共同募金委員会審査委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高島市共同募金委員会（以下「本会」という）審査委員会の設置および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本会会則第10条の規定に基づき、本会に審査委員会を設置する。

(職務)

第3条 審査委員会は、次の各号に掲げる事項について審議を行なう。

- (1) 助成申請団体の審査に関すること
- (2) 助成事業の監査、評価等に関すること
- (3) その他、審査委員会が必要と認めたこと

2 審査委員会は、助成を申請する者に対し、必要により調査を行うことができる。

(組織)

第4条 審査委員会は、委員13名以上16名以内をもって組織する。

(委員)

第5条 審査委員会の委員は、住民の声を公正に代表する者を選出することとし、次の各号に掲げる中から、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

- (1) 本会理事
- (2) 共同募金寄付者の代表者
- (3) 市内の地域団体代表者
- (4) その他、会長が認めたもの

(委員長および副委員長)

第6条 審査委員会に委員長および副委員長各1名を置き、審査委員会の委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、遅滞なく、補欠の委員を委嘱しなければならない。

この場合において、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 審査委員会は、本会会長が招集する。

2 審査委員会の議長は、委員長がこれにあたる。ただし、委員長が議事に特別の利害関係を有する場合は副委員長とし、副委員長が同様の場合はその他の委員の互選とする。

3 審査委員会は、過半数の委員が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

4 審査委員会の議事は、議事に特別の利害関係を有する委員を除く出席した委員の過半数

をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(施行細則)

第9条 この規程に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この規程は、平成23年3月24日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年7月3日から施行する。